

上尾市議会業務継続計画 (議会BCP)

令和3年12月

目次

| | | |
|----------|----------------------------------|-----------|
| 1 | 業務継続計画の必要性と目的 | 1 |
| 2 | 災害時の議会、議員の行動方針 | 2 |
| | (1) 議会の役割..... | 2 |
| | (2) 議員の役割..... | 2 |
| 3 | 災害時の市（執行部）との連携・協力関係 | 3 |
| 4 | 想定する災害 | 4 |
| 5 | 業務継続の体制及び行動基準 | 5 |
| | (1) 議会の体制..... | 5 |
| | ① 議会災害対策支援本部の設置..... | 5 |
| | ② 災害発生時の議会運営..... | 6 |
| | (2) 議員の行動..... | 8 |
| | ① 議員の基本的行動..... | 8 |
| | ② 災害発生時の議員の行動基準..... | 9 |
| | ③ 災害発生後のフェーズごとの議員の行動基準..... | 11 |
| | (3) 議会事務局職員の行動 | 12 |
| | ① 災害発生時の議会事務局職員の行動基準..... | 12 |
| | ② 災害発生後のフェーズごとの議会事務局職員の行動基準..... | 13 |
| | ③ 議員への安否確認方法..... | 13 |
| | ④ 議員への安否確認事項..... | 14 |
| 6 | 議員・議会事務局職員の参集基準 | 15 |
| | (1) 議員の参集..... | 15 |
| | ① 参集基準 | 15 |
| | ② 参集方法等 | 16 |
| | (2) 議会事務局職員の参集 | 16 |
| 7 | 業務を継続するための環境整備 | 18 |
| | (1) 通信の手段..... | 18 |
| | (2) 議場及び委員会室等の確保..... | 18 |
| | (3) 備蓄品の確保..... | 18 |

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 8 | 新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合の対策と行動基準 | 19 |
| (1) | 感染予防対策 | 20 |
| (2) | 発熱等の症状がある場合 | 20 |
| (3) | 濃厚接触者と特定された場合 | 20 |
| (4) | 感染が確認された場合 | 20 |
| ① | 議員または議員の家族の感染が確認された場合の行動基準と対応 | 20 |
| ② | 議会事務局職員または職員の家族の感染が確認された場合の行動基準と対応 | 21 |
| (5) | 感染確認後における議会の対応 | 21 |
| (6) | 議員の感染が確認された場合の情報公開 | 21 |
| (7) | 議会・議員の行動基準 | 22 |
| ① | 「上尾市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」における発生段階 | 22 |
| ② | 発生段階に対応した行動基準 | 23 |
| 9 | 議会の防災訓練 | 24 |
| 10 | 議会BCPの見直し等 | 24 |
| 別紙様式1 | 議員安否確認表 | 25 |
| 別紙様式2 | 議員参集状況調書及び災害被害状況 | 26 |
| 参考 | 災害時における本BCPに基づく対応（フロー） | 27 |

1 業務継続計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、業務継続計画（BCP）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、本市においても平成25年3月に「上尾市業務継続計画【地震編】」が策定された。その後、地震だけではなく、風水害も含めた想定される災害に対応すべく、令和3年8月に「上尾市業務継続計画【大規模災害編】」（以下「市BCP」という。）に改訂されたところである。

一方、議会においては、東日本大震災の際に問題となったように多くの自治体で専決処分が行われるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能を果たせなかったという経験と教訓がある。このような中、議会独自の災害時の対応マニュアルやBCPを策定する必要性が大きく取り上げられてきた。

近年、気候変動の影響により、自然災害が大規模化・多発化する傾向にある。特に突発的な局地的集中豪雨等は全国的にも多発しており、人々の生活基盤に深刻な被害を与える事例が毎年のように報告されている。令和元年10月の東日本台風は東日本一帯で大きな被害をもたらし、本市においても荒川沿岸の地域を中心に未曾有の被害を受けた。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、住民の生命及び健康を守る対策を徹底することの重要性が深く認識され、行政のみならず議会においても感染症対策等への取り組みを停滞なく進めることが求められている。

これらの情勢を踏まえ、非常時においても議会機能の維持・回復を図り、もって市民の安全確保と災害復旧に向け、市との連携を十分取って迅速かつ適切な災害対策活動が行えるよう、必要な組織体制や議会及び議員の基本的な役割等を定めた上尾市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、行政の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約等の審議において、執行機関の事務執行状況をチェック・評価し、また、市の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、さまざまな事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初期対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

(2) 議員の役割

議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護等の初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動等、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員は、こうした議決機関としての議会機能を維持し根幹的な役割を十分に認識すると同時に、地域の救援・救護活動等に従事する役割も担うものである。

3 災害時の市（執行部）との連携・協力関係

災害発生時には、災害対応活動に主体的に当たるのは防災・危機管理を所管する担当課をはじめとする執行機関であり、議会は、実際に主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲内でさまざまな災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務等に奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行使するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力であたる必要がある。

4 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、「市BCP発動基準」、「上尾市地域防災計画」及び「上尾市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基づくものである。

| 災害種別 | 災害内容 |
|------|--|
| 地震 | <ul style="list-style-type: none">・震度5強以上の地震 |
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none">・洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、氾濫危険情報（洪水の危険度レベル4）が発表され、避難指示の発令判断を行う場合・特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき若しくは甚大な被害が発生した場合 |
| 感染症 | <ul style="list-style-type: none">・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与えるおそれのあるものが発生した場合・国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、国がインフルエンザ等緊急事態宣言を実施した場合 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・上記の他、大規模な火災、爆発、事故、ミサイル攻撃、原子力災害、テロ行為等で大きな被害が発生したとき、またはそのおそれがある場合・その他議長が必要と認めた場合 |

5 業務継続の体制及び行動基準

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。この初動態勢を迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は議会と議会事務局の双方において、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(1) 議会の体制

① 議会災害対策支援本部の設置

議会は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき、または災害等の発生が予測され必要と認めるときは、議会の機能・役割を維持し、市との協力・連携体制を構築するために、上尾市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、災害対応にあたる。

支援本部は、災害等の発生後、市において上尾市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）またはその他これらに準じた組織が設置された場合、もしくは議長が設置を決定したときは、速やかに支援本部を設置する。また、市対策本部またはその他これらに準じた組織が解散した場合、もしくは災害等の対策がおおむね完了したと判断したときに解散する。

なお、支援本部の設置場所は、正副議長室及び議会事務局執務室とするが、市本庁舎が被災し設置が困難な場合は、市民体育館または上平公園に設置する。

ア 支援本部の構成

- ・ 支援本部は、本部長に議長、副本部長に副議長、本部役員に各会派代表者、その他の議員を本部員に充てる。
- ・ 本部長は支援本部を代表し、事務を統括する。
- ・ 本部長に事故あるときは、次のとおりの順位で指揮する。

| | |
|-----|------------------|
| 順位 | 本部長の職務代理者 |
| 第1位 | 副本部長 |
| 第2位 | 第一会派代表者（最大会派代表者） |
| 第3位 | 第二会派代表者 |

※会派に所属する議員の数が同じ場合は、代表者が年長の会派を上位会派とする。

イ 支援本部の所掌事務

- ・議員の安否確認に関すること。
- ・議員の参集に関すること。
- ・本会議、委員会等の開催及び協議事項に関すること。
- ・市対策本部等からの情報を収集し、議員に提供すること。
- ・議員からの災害情報を収集・整理し、市対策本部等に提供すること。
- ・市対策本部等との連携・調整に関すること。
- ・市対策本部等への要望及び提言ならびに、国、県その他関係機関に対する要望活動に関すること。
- ・その他、災害対応に必要と考えられること。

② 災害発生時の議会運営

災害発生時の議会運営については、上尾市議会会議規則及び同委員会条例等を基本として次の対応を行う。

ア 議員が被災した場合

◇本会議の運営 ※定足数が確保できないとき

【会期の最終日でない場合】

当日の本会議は流会となるが、早急に議会運営委員会を開催し、開催日の変更等を検討する。なお、会期初日の場合には、再招集について協議する。

【会期の最終日の場合】

当日の本会議は流会となるが、早急に議会運営委員会を開催し、以下のような対応を検討する。

- ・直近の時期に臨時会を開催する。
- ・次回の定例会での対応が可能な議案等について先送りする。

◇常任委員会及び特別委員会の運営 ※定足数が確保できないとき

- ・新たな開催日を委員長が定める。
- ・会期の最終日まで議案等の審査を終結できない委員会がある場合には、会期延長等の対応を検討する。

◇議会運営委員会の運営 ※定足数が確保できないとき

- ・新たな開催日を委員長が定める。
- ・その日において、議会運営上の協議や調整が必要となる場合には、議会運営委員会委員及び委員の代理議員（委員外議員）により対応を協議する。

イ 議会事務局職員が被災した場合

担当間の応援体制等により会議等を運営する。ただし、状況によっては、会議等の開催日の変更等を検討する。

ウ 説明員が被災した場合

説明員が多数被災し、議案の審議等に支障を来すおそれがある場合には、会議等の開催日の変更等を検討する。また、議場に出席する説明員を極力最小限としたり、配布資料を簡略化したりするなど、執行部側の負担を軽減するよう配慮する。

エ 議場マイク・カメラ操作システム等が使用できない場合

小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク、ICレコーダー、ビデオカメラ、ストップウォッチ、残時間を表示したカード等の活用により対応する。

オ ライブ映像配信システムが使用できない場合

速やかに回復に努めるが、ライブ映像配信システムが使用できない間は、配信しないものとする。

カ 議場及び委員会室が使用できない場合

議場及び委員会室が使用できない場合は、代替施設を検討し、選定しておく必要がある。

キ 市長により専決処分が行われた場合

議会は、市長により条例や予算等の専決処分が行われた場合、市長が説明責任を果たすことはもとより、その後の審議等を通じて、市民等に対し、分かりやすく説明するよう努めるものとする。

(2) 議員の行動

① 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身

と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議会・議員の役割、執行機関との連携に配慮し、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

- ・ 支援本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等、地域における活動に積極的に従事する。
- ・ 地域活動等を通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報等を収集する。
- ・ 支援本部からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ・ 支援本部員は、議長が支援本部を設置した場合は、上記にかかわらず支援本部の任務にあたる。

② 災害発生時の議員の行動基準

ア 本会議が開催中の場合

- ・ 議長は、直ちに本会議を休憩し、出席者及び傍聴人等の安全を確保する。
- ・ 議長は、災害の状況により被害が想定される場合は、その日の本会議を閉じる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
- ・ 議長は、必要に応じて議員を待機させる。

イ 委員会が開催中の場合

- ・ 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長に速やかに報告する。
- ・ 委員長は、災害の状況により被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じる。

ウ 本会議及び委員会が開かれていないときならびに議員が登庁していない場合

- ・議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、自らの安否等を議員安否確認表（別紙様式1）に基づき支援本部に報告（返信）する。
- ・議員は、支援本部からの指示があるまでは、議会BCPに基づき行動する。
- ・議員は、地域における被災者の安全確保及び避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。
- ・議員は、被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議員参集状況調書及び災害被害状況（別紙様式2）に基づき支援本部に報告する。

エ 委員会または会派による視察を行っている場合

- ・視察団の責任者（委員長または会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長等に報告する。
- ・視察団の責任者（委員長または会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市（市内視察にあっては帰庁）する。
- ・議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市もしくは帰庁を命ずることができる。

オ 議長の出張

- ・原則として、前記エと同様の対応とする。
- ・議長が出張中のときは、帰市もしくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

カ 支援本部の開催

- ・議長は、支援本部の設置を判断、決定する。
- ・支援本部を設置した場合は、会議等の情報については、メール等を使用し、全議員に周知する。

③ 災害発生後のフェーズごとの議員の行動基準

ア 発災からおおむね2～7日

- ・支援本部からの指示があるまで地域で活動
- ・災害関係情報の収集
- ・地域での救援、救助活動、避難所運営等への協力
- ・支援本部からの指示に即応できる態勢の確保

イ 発災からおおむね7日～1カ月程度

- ・支援本部からの指示により、議員活動に専念
- ・本会議、委員会の開催
- ・議決事件の審議、議決
- ・復旧活動に関する国や県への要望等の検討
- ・復興計画等の審議
- ・通常の議会体制への移行

(3) 議会事務局職員の行動

市対策本部等が設置された場合、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「応急業務（非常時優先業務）」という。）にあたるものとする。

① 災害発生時の議会事務局職員の行動基準

ア 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

◇本会議または委員会開催中

議長または委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導にあたり、速やかに議員の安否確認を行う。その後、応急業務（非常時優先業務）を行う。

◇休会または閉会中

来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、応急業務（非常時優先業務）を行う。

イ 災害が勤務時間外に発生した場合

上尾市地域防災計画における災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し応急業務（非常時優先業務）にあたる。配備基準外の議会事務局職員は、速やかに議会事務局へ参集し、次のとおり必要な初動対応にあたる。

- ・ 議員の安否確認
- ・ 支援本部の開催準備
- ・ 市対策本部等との連絡体制の確保
- ・ 災害関係情報等の収集及び整理

② 災害発生後のフェーズごとの議会事務局職員の行動基準

ア 発災からおおむね2～7日

- ・ 議場、委員会室等の被災状況の確認
- ・ 議場等の放送設備の確認
- ・ 支援本部の運営
- ・ 災害関係情報の収集、整理、発信
- ・ 議会再開に向けた準備

イ 発災からおおむね7日～1カ月程度

- ・ 支援本部の運営
- ・ 議会再開に向けた準備
- ・ 通常業務に移行

③ 議員への安否確認方法

議会事務局のパソコン等から全議員メール、通知等の送信先として届け出のある携帯メール・パソコン等の端末に一斉送信する。

返信のない場合は、議会事務局の固定電話等から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、直接電話により安否を確認する。

※令和2年度から、市（執行部）が導入した安否確認アプリを活用し、安否確認及び情報発信を行うことも可能となったが、当該アプリの活用について運用指針や方法が定まっていないことから、今後、市（執行部）と協議・調整する必要がある。なお、次の場合は、安否確認通知が自動送信されることとなっている。

➤ 県内に震度5強以上の地震が発生した場合

※携帯電話やインターネットを通じた通信以外に、固定電話・FAXも使用できない場合は、災害用伝言ダイヤル『171』を利用するなど、通信手段の確保に努める。

④ 議員への安否確認事項

議員安否確認表（別紙様式1）に基づき次の内容を確認する。

- ・ 議員とその家族の安否状況
- ・ 議員の所在地
- ・ 議員の居宅の被害状況
- ・ 議員の参集の可否
- ・ 参集が可能な時期（利用できる電子通信機器の有無及び通信状況）（※）
- ・ 議員の連絡先（家族等の連絡先）（※）
- ・ 地域の被災状況（※）
- ・ その他

（※）は、安否確認アプリにおける確認事項には含まれない。

6 議員・議会事務局職員の参集基準

(1) 議員の参集

議員は、支援本部から参集の指示があった場合に、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷等の対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を支援本部長に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

① 参集基準

【地震災害の場合】

| 参集の基準 | 参集する者 | 参集場所 |
|--------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 震度5強以上（市対策本部が設置され、議長が支援本部の設置を判断したとき） | 本部長、副本部長、本部役員 | 正副議長室（本庁舎が被災したときは、本部長が指定する場所） |
| 本部長から指示があったとき | 本部員（支援本部に全議員が参集） | 全員協議会室（本庁舎が被災したときは、本部長が指定する場所） |

【風水害、その他の災害の場合】

| 参集の基準 | 参集する者 | 参集場所 |
|-------------------------------|------------------|--------|
| 市対策本部等が設置され、議長が支援本部の設置を判断したとき | 本部長、副本部長、本部役員 | 正副議長室 |
| 本部長から指示があったとき | 本部員（支援本部に全議員が参集） | 全員協議会室 |

② 参集方法等

ア 参集方法

公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集する。

イ 服装

防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装とする。なお、冬季は防寒対策を行う。

ウ 携行品

携帯電話、筆記用具、飲料水、軍手、マスク、着替え等を携行する。

(2) 議会事務局職員の参集

議会事務局職員の参集については、「市BCP」の職員の参集体制に基づき参集する。

《参考》「市BCP」12頁(2) 職員の参集体制 ①職員配備体制

| 配備体制 | 配 備 基 準 | | 参集職員 |
|------|---------------|---|---|
| | 地 震 | 風 水 害 | |
| 待機体制 | 震度4の地震が発生したとき | <ul style="list-style-type: none">・ 気象注意報が発表された場合に、災害の発生が予測されるときまたは軽微な災害が発生したとき・ 洪水予報（氾濫注意情報：洪水の危険度レベル2）が発表された場合 | <ul style="list-style-type: none">・ 危機管理防災課・ 必要に応じ道路課、河川課等 |

| | | | | |
|------|------|-------------------------|--|---|
| 警戒体制 | 一号配備 | 震度5弱の地震で、軽微な災害が発生したとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報が発表された場合に、災害の発生が予測されるときまたは災害が発生したとき ・ 洪水予報（氾濫警戒情報：洪水の危険度レベル3）の発表後に、引き続き水位が上昇し高齢者等避難の発令判断を行う場合 | 上記に加え、副市長、各部（室）次長等が参集 （水害時：108名） （地震時：122名） |
| | 二号配備 | 震度5弱の地震で災害が発生したとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒体制一号配備中に、災害の規模が拡大するおそれがあるときまたは拡大した場合 | 上記に加え、各部（室）長、各所属長等が参集 （水害時：344名） （地震時：355名） |
| 非常体制 | 一号配備 | 震度5強の地震で、相当規模の災害が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、洪水予報（氾濫危険情報：洪水の危険度レベル4）が発表され、避難指示の発令判断を行う場合 ・ 特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき | 上記に加え、本部の構成員のうち、市長が必要と認める人員が参集 （計778名） |
| | 二号配備 | 震度6弱以上で激甚な災害が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚な災害が発生した場合 | 全職員 |

7 業務を継続するための環境整備

災害によって、施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

(1) 通信の手段

現在、議会事務局には、災害時優先電話が配備されておらず、一般回線による固定電話、もしくはインターネット回線によるメールでの対応となる。災害時には、利用の集中や回線の遮断により使用が困難になるおそれが高い。

そのために、災害時における議員、議会事務局職員等の安否確認及び情報連絡等の手段として、議会にも災害時優先電話の配置について、市（執行部）と協議を進めるとともに、衛星電話や防災無線等の配置も今後検討する必要がある。

また、併せて安否確認アプリの活用についても、市（執行部）と協議・調整する必要がある。

(2) 議場及び委員会室等の確保

大規模な地震については、建物の全部または一部に被害が発生するとともに、設備機能が全て停止するおそれがある。したがって、公共施設が使用できない場合に代替となる施設等について、事前に市（執行部）と協議する必要がある。

(3) 備蓄品の確保

災害の発災後、継続的に業務に従事することを考え、議員及び議会事務局職員は流通の混乱を想定し、各自で3日程度の食料等を備蓄するよう努める。

8 新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合の対策と行動基準

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間に世界的な大流行（パンデミック）となった。

日本国内における感染者数は、170万人を超え、死亡者数も18,000人を超え全国的に感染拡大となった。

本市においても令和2年3月に初めて感染者が確認されて以来、令和3年11月末時点までに3,000人を超える感染者が報告されている。

平成21年には、メキシコから始まった豚インフルエンザの変異による新型インフルエンザが全世界に広がるパンデミックとなり、日本国内においては、1年余で約2,000万人が罹患したと推計された。

平成25年4月に、新型インフルエンザ及び感染力が強い感染症を対象とし、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、同年6月に、国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、埼玉県は「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

本市では、平成21年に策定した「上尾市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成26年12月に「上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画」と改め、計画内容を全面的に改訂するとともに、「上尾市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」を策定している。

議会としても、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症や、今後新たな感染症の発生、流行時においても議会機能の維持・継続を図るため、議員・議会事務局職員の行動基準及び議会BCP発動の要件等について定めるものとする。

(1) 感染予防対策

議員は、次の感染予防対策に努めるものとする。

- ・手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底
- ・マスクの着用
- ・「3密」(密閉、密集、密接)の回避
- ・身体的距離の確保
- ・定期的な体温測定と健康管理

(2) 発熱等の症状がある場合

議員は、発熱等の症状がある場合は、外出を控え自宅療養に専念する。症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診するものとする。

(3) 濃厚接触者と特定された場合

議員または同居する家族が濃厚接触者と特定された場合は、次のとおり対応する。

- ・議員、同居家族は保健所の指示に従い行動すること。
- ・議員は速やかに議会事務局長に連絡すること。
- ・議会事務局長は、速やかに議長に報告すること。

(4) 感染が確認された場合

① 議員または議員の家族の感染が確認された場合の行動基準と対応

- ・議員、同居家族は保健所の指示に従い行動すること。

- ・ 議員は速やかに議会事務局長に連絡すること。
- ・ 議会事務局長は、速やかに議長及び市対策本部等に報告すること。
- ・ 議会事務局長は、必要かつ可能な範囲で次のことを行うものとする。
 - 過去 14 日以内の当該者の行動履歴及び経過等を聞き取りし、その結果を議長及び市対策本部等に報告する。
 - 保健所の指示のもと、議場、委員会室、会派室及び議会フロア各室の消毒を行う。

② 議会事務局職員または職員の家族の感染が確認された場合の行動基準と対応
議会事務局職員についても議員と同様の対応、行動を基本とする。

(5) 感染確認後における議会の対応

- ・ 議員または同居する家族の感染が確認された場合は、速やかに支援本部を開催し、情報の共有を図るとともに、必要事項の協議を行う。
- ・ 定例会及び臨時会の開会中に感染が確認された場合は、速やかに支援本部を開催し、会議の運営方法、会議日程等について、変更、縮小及び中止等の検討を行うものとする。支援本部を招集するいとまがない等の緊急時には、議会運営委員会で検討を行うものとする。

(6) 議員の感染が確認された場合の情報公開

議員の感染が確認された場合は、下記の情報を公開する。

- ・ 陽性判明日
- ・ 症状
- ・ 経過

(7) 議会・議員の行動基準

感染症対策は、感染拡大の段階に応じた対応等が必要になることから、「上尾市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に掲げられている発生段階に応じた行動基準を定めるものとする。

① 「上尾市新型インフルエンザ等対策事業継続計画」における発生段階

| 発生段階 | 状態 |
|---------|---|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では発生していない状態 |
| 国内発生期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内・近隣都市では新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 県内発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 |
| 県内感染拡大期 | 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む） |
| 小康期 | 国内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

② 発生段階に対応した行動基準

| 発生段階 | 議会及び議員の行動基準 |
|-------------|--|
| 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外への渡航自粛を検討 |
| 国内発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容を継続 ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控え、議会事務局へ報告する ・登庁時はマスクの着用、手洗い等の感染予防対策を図る ・県外への外出、会食等の自粛を検討 ・議長、副議長の県外への公務出張は自粛する ※公務上重要かつ必要と認められる場合は除く ・県外からの視察等の受け入れは自粛要請する |
| 県内発生 早期 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容を継続 ・議会として、感染拡大防止に向けた取り組みを検討 ・県内外への外出、会食等は、可能な限り自粛を検討 ・県内からの視察等の受け入れは自粛要請する ・本会議、委員会等の傍聴は自粛要請する |
| 県内感染 拡大期 | <ul style="list-style-type: none"> ・上段の内容を継続 ・緊急事態宣言が発出された場合は、国や県の方針等に従い行動する ・執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮 ・不要不急の外出を自粛 |
| 小康期 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁を控え、議会事務局へ報告する ・感染再拡大を招かないように、感染防止対策を継続 ・登庁時はマスクの着用、手洗い等の感染予防対策を図る ・執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮し、通常の議員活動に戻す |

9 議会の防災訓練

議会BCPの実効性をより高め、議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、災害対応についての研修会や議会BCPを踏まえた訓練等を適宜実施する。

10 議会BCPの見直し等

議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会及び議会事務局の体制の検証・点検を行い、必要に応じ見直しを行う。

議会BCPの見直し等に係る事務は、議会運営委員会が所掌する。

別紙様式1 議員安否確認表

(様式1)

議員安否確認表

| | | | | |
|------|----|--|------|--|
| 確認日時 | 月日 | | 議員氏名 | |
| | 時間 | | | |
| 確認者名 | | | 議員住所 | |

| | | | | |
|---------|-------------------------|----------------------|---------|-----------------|
| 安否状況 | 議員本人 | 被災 | 有 | 重体 重症 軽傷 その他() |
| | | | 無 | |
| | 家族 | 被災 | 有 | 配偶者 子ども その他() |
| | | | 無 | |
| 所在地 | 市内 | 自宅 | 自宅外() | |
| | 市外 | 居所() | | |
| 居宅の状況 | 被害 | 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 | その他() | |
| | | 無 | | |
| 参集の可否 | 可 | 否 | 参集可能な時期 | |
| | | | | |
| 連絡先 | 議員との連携がとれない場合⇒家族の連絡先を記入 | | | |
| 地域の被災状況 | | | | |
| その他 | | | | |

電話：048-775-9452
 議会事務局 FAX：048-776-2230
 メール：s651000@city.ageo.lg.jp

議員参集状況調書及び災害被害状況報告

| | | |
|---------------|--|--|
| 報告者 (議員氏名) | | |
|---------------|--|--|

【本部参集について】

| | | | |
|-------------|----------------|-------------|--|
| 交通手段 | 徒歩 自転車 バイク その他 | 所用時間 | |
| 出発 場所・時刻 | | 到着 場所・時刻 | |

【調査事項】

| No. | 災害発生場所 (目標物) | 覚知 時刻 | 被害の状況 |
|-----|-----------------|----------|-------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |

※ 本報告書は、支援本部への参集途上等に周囲の被害状況を調査し、以後の応急対策、復旧活動に活用する。ただし、参集の指示があるまでの間は、安全確保と応急対応など地域における活動を行うとともに、可能な範囲で状況を記録し、送付する。

送付先 FAX:048-776-2230、メール:s651000@city.ageo.lg.jp

※ 本報告書は、参集後、速やかに支援本部に提出すること。

※ 調査事項の内容は、①人的被害状況(行方不明者含む。)、②家屋等の物的被害状況、③火災等の発生状況、④避難の状況、⑤道路、河川、橋梁の状況、⑥ライフライン(停電、水道漏水、ガス漏れ、通話)などの被害状況を記入する。

災害時における本BCPに基づく対応（フロー）

大規模災害の発生（地震、風水害等）

